

藤枝市農商工連携・6次産業化推進ネットワーク  
農商工連携・6次産業化推進スタートアップ支援事業 実施要綱

**第1 趣旨**

藤枝市農商工連携・6次産業化推進ネットワーク農商工連携・6次産業化推進スタートアップ支援事業については、この要綱の定めによるものとする。

**第2 目的**

本事業は、藤枝市産の農産物などの農林資源を活用した新商品・サービスの創出に向けた研究開発等を支援することによって、生産者等の新規創造に対する意欲的な挑戦を促進するとともに、本市の産業振興の向上に資することを目的とする。

**第3 支援プロジェクト**

1 要件

本事業において支援の対象とするプロジェクトとは、農林資源を活用した新商品・サービスの創出に関する取り組みであって、次に掲げる要件の全てを満たす研究開発等とする。

- (1) 藤枝市の農林資源を活用した取り組みであること。
- (2) プロジェクトに関わる事業者等の売上高の増加に繋がる取り組みであること。
- (3) 成果が藤枝市の産業振興に寄与するものであること。

2 実施主体

実施主体は、本ネットワークの会員であって生産・加工・流通・販売・観光業者、研究機関などが共同で農林資源を活用した新商品・サービスの創出に関する研究開発に取り組むプロジェクトチームとし、必ず本市の農林業者・農林業団体を含むものとする。また、プロジェクトチームには、その代表者を定めることとし、代表者は市内の事業者等とする。

3 補助の対象とする経費

- (1) 商品・サービス（販売方法等）開発に係る調査分析及び研究開発に要する経費
- (2) 市場開拓に要する経費

ただし、本事業の目的と整合性のない活動経費、実施主体の組織運営・維持に関する活動経費、汎用性の高い製造用器具類・事務機器類の導入に要する経費及び活動の全部を外部委託する場合は除く。

4 活用対象品目

藤枝市の農林資源全て

5 実施期間

支援対象とするプロジェクトの実施期間は、2カ年度以内とする。

6 補助率等

- (1) 補助率 1／2以内（千円未満切捨）

- (2) 上限額等

3の(1) 1,000千円

3の(2) 500千円

**第4 事業実施の手続き**

1 プロジェクトの募集

藤枝市農商工連携・6次産業化推進ネットワーク運営委員会（以下「運営委員会」という。）

は、この事業の支援対象とするプロジェクトを決定するため、別に定めるところにより事業計画の募集を行うものとする。

## 2 申請書類の提出

1に応募しようとする実施主体の代表者は、運営委員会が別に定める日までに、年度毎に補助金交付申請書（様式第1号）及びプロジェクト事業実施計画書（様式第2号）（以下、「事業実施計画」という）を、運営委員会に提出しなければならない。

概算払の承認を受けようとする場合は、補助金交付申請と併せて申請しなければならない。

## 3 審査

運営委員会が設置する審査部会において、提出された書類により事業内容を審査し、運営委員会に報告する。なお、必要に応じて追加資料の提出や説明を求めるものとする。

## 4 採択

運営委員会は、審査部会の意見を踏まえ、支援対象事業としての採択及び不採択を決定し、補助金交付決定通知書（様式第3号）により実施主体の代表者に結果を通知する。

## 5 変更等の承認申請

実施主体の代表者は、補助事業の経費の配分又は事業内容について変更しようとする場合は、運営委員会にあらかじめ変更承認申請書（様式第4号）にプロジェクト事業変更実施計画書（様式第2号）を添えて提出し、承認を受けなければならない。

## 6 変更等の承認決定

運営委員会は、5の変更承認申請があった場合は、当該申請に係る内容を審査し、変更を承認するときは、変更承認書（様式第5号）により通知する。

## 7 報告

実施主体の代表者は、毎年度2月末日までに実績報告書（様式第6号）及びプロジェクト事業完了報告書（様式第7号）を運営委員会に提出しなければならない。

## 8 確定

運営委員会は、7の報告を受けた場合において、その内容を審査し、必要に応じて現地調査し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し通知（様式第8号）する。

## 9 請求

実施主体は、8の通知を受領した日から起算して14日を経過した日までに請求書（様式第9号）を運営委員会に提出しなければならない。

## 10 概算払の請求

運営委員会が必要と認めたときは、概算払請求書（様式第9号）により補助金の交付を請求することができる。

## 11 返納

補助金の概算払額が確定額を上回る場合には、その差額を直ちに運営委員会に返納しなければならない。

## 12 取り消し

次の（1）から（3）に該当する場合には、交付決定を取り消し、補助金を交付しないものとする。交付決定の取り消しを行った時点で既に補助金が交付された場合には、交付された補助金を運営委員会に返納しなければならない。

（1）事業の中止又は廃止

（2）前項3の審査時に提出された事業実施計画と著しく異なる内容で事業に取り組んだ場合

（3）実施主体の代表者が変更又は実施主体が解散したとき

## 第5 事業の推進体制

運営委員会は、農業団体や関係機関との連携を密にし、適切な情報提供等により、プロジェクトの成果が地域へ効果的に波及されるよう努めるものとする。

## 第6 ネットワークへの協力

運営委員会は、補助事業の成果について、必要があると認めるときは、実施主体の代表者に発表もしくは経過を報告させることができるものとする。

## 第7 専門家の派遣

第3に定める支援プロジェクトの実施主体及びプロジェクトに取り組む予定の会員に対し別に定める要領に基づき専門家派遣を実施するものとする。

## 第8 その他

この実施要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項については、運営委員会が別に定める。

### 附則

1 この要綱は、平成23年8月8日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

### 付則

1 この要綱は、平成24年9月6日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。